

評議員の報酬等（定款第八条）および役員の報酬等（定款第二一条）について

社会福祉法人旭保育園
決定 令和元年 6 月 17 日

第 1 評議員の報酬等

評議員に対する報酬等については、社会福祉法人旭保育園定款第八条に基づく評議員会において決定し、当分の期間は無報酬とする。

第 2 役員の報酬等

理事及び監事に対する報酬等については、社会福祉法人旭保育園定款第二一条に基づく評議員会において決定し、当分の期間は無報酬とする。